

岩手県本庁舎広告募集要項

1 広告関係規程

広告掲出は、「岩手県広告取扱要綱」、「岩手県広告取扱基準」及び「岩手県本庁舎広告掲出要領」に基づいて行います。

2 掲出場所・掲出枠数

- (1) 岩手県本庁舎1階・地階エレベーターホール 20枠
 - ・ 1階 17枠（東側9枠、西側8枠）
 - ・ 地階 3枠（東側3枠）
- (2) 岩手県本庁舎エレベーター内 4枠
 - 2機 4枠（2号機2枠、6号機2枠）

3 広告の種類・規格

- (1) 岩手県本庁舎1階・地階エレベーターホール
B2判縦（縦728mm×横515mm）のポスター掲出
 - (2) 岩手県本庁舎エレベーター内
A2判縦又は横（縦594mm×横420mm）のポスター掲出
- ※ ポスターは、県が設置するパネルに掲出します。

4 掲出期間

令和8年4月～令和9年3月【1年間】

※ 広告は、原則として掲出開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲出し、掲出終了日の午後3時から午後5時までの間に撤去します。

5 広告掲出料（行政財産貸付料）

- (1) 1階エレベーターホール
1枠／年 132,770円（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 地階エレベーターホール
1枠／年 66,770円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) エレベーター内
1枠／年 66,512円（消費税及び地方消費税含む）

6 掲出申込受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月13日（金）

※ 持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

※ 郵送の場合は、令和8年3月13日（金）必着とします。

7 応募対象者

岩手県広告取扱基準第5に該当しない民間企業等

8 掲出できない広告

岩手県広告取扱基準第4に該当する内容は掲出できません。

9 申し込み書類と提出先

- (1) 岩手県本庁舎広告掲出申込書（別記様式第1号）
 - ※添付の申込書をダウンロードしてください。
 - ※申込書の確認事項をよく読んでチェックをお願いします。
- (2) 広告主における役員の一覧表（別記様式第1号の2）
- (3) 委任状(代理人が申込者の場合)

(4) 添付書類

ア ポスター図案・説明書等

- ・ 掲出しようとするポスター図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）や広告内容の説明書、関連資料等

イ 広告主にかかる登記事項証明書（写し可）

ウ 広告主の業務内容がわかるもの

- ・ 会社概要等および広告主のホームページのURL

エ 岩手県に業者登録（物品・工事・委託 等）している場合は、現在有効な通知の写し

オ 納税証明書

- ・ 岩手県内の事業所の場合：県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 岩手県外の事業所の場合：法人税又は事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

- (5) 提出先は、郵送、電子メールまたは持参のいずれかにより、下記12の問合せ・申し込み先（管財課）へ提出してください。

なお、電子メールの場合、件名は、「岩手県本庁舎エレベーターホール広告の申込について（企業名）」とし、送信側の担当者を複数名設定（ccへ追加）したうえで、申込書類はPDFファイルで送信してください。

10 申し込みに際しての留意事項

- (1) 申し込み期間は、1年を単位とします。
- (2) 申し込み枠数は、原則として1者につき1枠までとしますが、希望される場合は、1者2枠まで応募できます。
- (3) 広告作成費用は、広告主の負担となります。
- (4) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、県が行います。（掲出場所は指定できません。）
- (5) 広告掲出期間中に、広告を変更する場合は、変更の1か月前までに県への協議が必要です。

11 選定方法

- (1) 掲出場所毎に申し込み枠数が募集枠数を超えた場合については、次の選定順位により選定します。同順位の者があった場合には、(2)により抽選で決定します。
 - ア 県内に事業所を有する者
 - イ その他の者
- (2) 抽選は、第1希望の掲出希望場所（1階・地階・エレベーター内）毎に、管財課職員が行います。ただし、複数の者から同一商品等に係る広告掲出の応募がある場合は、第1希望による抽選に先立ち、当該応募者からの抽選を実施します。
- (3) 第1希望による応募者数が掲出枠数に満たず、かつ、第2希望による応募者数が残りの掲出枠数を超えた場合については、第2希望の応募者について、(2)に準じて抽選を実施します。
- (4) 第1・2希望による応募者数が掲出枠数に満たず、かつ、2枠目を希望する応募者数が残りの掲出枠数を超えた場合については、2枠希望の応募者について、(2)に準じて抽選を実施します。

12 問い合わせ・申し込み先

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）

TEL：019-629-5116（ダイヤルイン）

FAX：019-629-5139

E-MAIL：AH0005@pref.iwate.jp